新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事する医療職の被扶養者の収入確認の特例の延長について

新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事する医療職の被扶養者の収入確認の特例は、令和3年9月号において、ワクチン接種の実施期間である令和4年2月末までを対象としていましたが、今般、令和3年12月から新型コロナワクチンの追加接種が実施され、新型コロナワクチン接種の実施期間が令和4年9月末まで延長されたことに伴い、特例についても令和4年9月末まで対象となります。